

新潟県条例第46号

県から市町村への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動後別表細目号」という。)に対応する次の表の改正前の欄中別表の細目の号の表示に下線が引かれた別表の細目の号(以下この条において「移動別表細目号」という。)が存在する場合には当該移動別表細目号を当該移動後別表細目号とし、移動後別表細目号に対応する移動別表細目号が存在しない場合には当該移動後別表細目号(以下この条において「追加別表細目号」という。)を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示及び追加別表細目号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)に対応する次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の号の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事	市町村	事	市町村
(略)		(略)	
25 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) 法第11条の3の規定による廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付	(略)	25 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) 法第11条の2の規定による廃止の届出に係る書類の受理及び県への送付	(略)
26 浄化槽法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) (略) <u>(11)の2 法第11条の2第1項の規定による使用の休止の届出の受理</u> <u>(11)の3 法第11条の2第2項の規定による使用の再開の届出の受理</u> (12) 法第11条の3の規定による廃止の届出の受理 (13)～(17) (略) <u>(18) 法第12条の5第4項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による設置計画に対する同意(特定行政庁の権限に係るものを除く。)</u> <u>(19) 法第49条第1項の規定による浄化槽台帳の作成</u> <u>(20) 法第49条第2項の規定による情報の提供の要求</u> (21) (略)	(略)	26 浄化槽法(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(11) (略)  (12) 法第11条の2の規定による廃止の届出の受理 (13)～(17) (略)  (18) (略)	(略)

- (22) (略)
- (23) 法附則第11条第1項の規定による助言及び指導
- (24) 法附則第11条第2項の規定による勧告
- (25) 法附則第11条第3項の規定による命令
- (26) (略)

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、 <u>南魚沼市</u> 、 <u>聖籠町</u> 、津南町及び粟島浦村
(略)	

(5) (略)

(6) 産業労働部関係

事 務	市町村
1 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会(2以上の市町村の区域に係るものを除く。))並びに企業組合に係るものに限る。) (1)～(39) (略)	三條市、 <u>新発田市</u> 、 <u>加茂市</u> 、十日町市、見附市、燕市、妙高市及び佐渡市
(略)	

- (19) (略)
- (20) (略)

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、 <u>聖籠町</u> 、津南町及び粟島浦村
(略)	

(5) (略)

(6) 産業労働部関係

事 務	市町村
1 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会(2以上の市町村の区域に係るものを除く。))並びに企業組合に係るものに限る。) (1)～(39) (略)	三條市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、妙高市及び佐渡市
(略)	

3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22) (略)	三 条 市、新 発 田 市、加 茂 市、十 日 町 市、見 附 市、燕 市、妙 高 市 及 び 佐 渡 市
---	---

(略)

(6)の2 (略)

(7) 農林水産部関係

事 務	市町村
1 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(17) (略) (18) 組合等登記令（昭和39年政令第29号）第14条第4項及び第5項の規定による解散の登記の嘱託	(略)

(略)

8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) 法第69条第5項の規定による報告の徴収及び立入検査 (6) (略) (7) 法第70条第3項の規定による処分 (8)～(19) (略)	(略)
--	-----

(略)

(8) 農地部関係

事 務	市町村
1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三 条 市、柏 崎 市、新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂 市、

3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22) (略)	三 条 市、加 茂 市、十 日 町 市、見 附 市、燕 市、妙 高 市 及 び 佐 渡 市
---	---

(略)

(6)の2 (略)

(7) 農林水産部関係

事 務	市町村
1 農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(17) (略) (18) 組合等登記令（昭和39年政令第29号）第14条第4項及び第26条第2項の規定による解散の登記の嘱託	(略)

(略)

8 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(4) (略) (5) 法第69条第4項の規定による報告の徴収及び立入検査 (6) (略) (7) 法第70条第2項の規定による処分 (8)～(19) (略)	(略)
--	-----

(略)

(8) 農地部関係

事 務	市町村
1 農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(13) (略)	三 条 市、柏 崎 市、新 発 田 市、小 千 谷 市、加 茂 市、

	十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦村、阿賀町、出雲崎町、湯沢町、津南町、刈羽村、関川村及び粟島浦村
(略)	(略)
(9) (略)	(9) (略)

(新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

**第2条** 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
(事務処理の特例)	(事務処理の特例)								
<b>第11条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	<b>第11条</b> 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。								
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">           精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務            (1)～(16) (略)         </td> <td style="text-align: center;">           長岡市、三条市、柏崎市、新         </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">事 務</th> <th style="text-align: center;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">           精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務            (1)～(16) (略)         </td> <td style="text-align: center;">           長岡市、三条市、柏崎市、新         </td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新								
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、新								

	発 田 市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、出 雲 崎 町、湯 沢町、 津 南 町、刈 羽村、 関川村 及び栗 島浦村	発 田 市、小 千 谷 市、加 茂市、 十日町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、妙 高市、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 魚 沼 市、南 魚 沼 市、胎 内市、 聖 籠 町、湯 沢町、 津 南 町、関 川村及 び栗島 浦村
--	--	--

**附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第3号の表25の項及び26の項第12号並びに別表第7号の表1の項及び8の項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。